

夜間金庫規定

第1条（この規定の取引に係る契約の成立）

当行はお客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2（利用目的）

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第2条（利用方法）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当行所定の入金票とともに専用の入金袋に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には投入日、入金額、金種等の必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取って下さい。（入金袋は必ず一個ずつ投入してください。）

第3条（預金への受入処理）

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、出来る限り速やかに、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

第4条（入金袋等の返却）

入金袋は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえお受け取り下さい。

第5条（鍵の保管等）

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第6条（鍵、入金袋の喪失・破損）

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または破損したときは直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担していただきます。

第7条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

第8条（解約等）

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

第9条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第10条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第11条（手数料）

- (1) この夜間金庫の基本料金は当行所定の手数料により6ヶ月分を前払いするものとし、毎年4月と10月の当行所定の日に、借主の指定した預金口座から引落しのうえ基本料金に充当します。引落しに当っては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手または普通預金払戻請求書の提出は不要とします。なお、当初契約時の基本料金は契約月分からお支払ください。
- (2) 基本料金は、諸般の情勢により変更することがあります。
- (3) 解約があった場合は、解約日の属する月の翌月分から前払基本料金を返戻します。
- (4) 夜間金庫専用入金帳の発行手数料は、発行の都度お支払ください。

第12条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2023年10月2日現在)